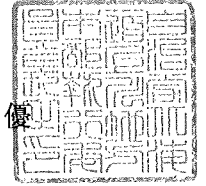


2010年10月2日

民主党北海道第6区総支部

代表 衆議院議員 佐々木 隆 博 様

自治労北海道上川地方本部
執行委員長 難 波



人事院勧告の取扱いにかかると要請書

日頃からのご奮闘に心から敬意を表します。

菅首相は、代表選挙立候補の政見で「国家公務員人件費2割削減に向け、人事院勧告を超えた削減をめざす」との考え方を示したところです。また、民主党の公務員制度改革PTにおいて、数回にわたって人事院勧告の取扱いを協議し、人勧の扱いと人件費2割削減問題を区分して検討していく方向となっているところです。

片山新総務大臣は、人事院勧告の取扱いに関して具体的な見解は示していないものの、政府部内の検討を急ぐ姿勢を見せており、新内閣の布陣からみて、人事院勧告について厳しい対応を求める意見が強まることが予想されます。

仮に人事院勧告を無視した給与引き下げが一方的に決定されることとなれば、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を政府自ら否定することとなり、ことは憲法問題にもおよび極めて重大な問題となります。現状の人事院勧告制度に対してさえ、労働基本権制約の代償措置たり得るかどうかについて強い疑念が持たれており、ILOから労働基本権の制約を国際労働基準違反として、厳しく批判されていることを踏まえれば、人事院勧告をさらに上回る削減を政府が取ることは断じて認めることはできません。

今年の人事院勧告に対しては、これまでどおり人勧制度尊重の基本姿勢を堅持して、以下の点について政府に対して対応されるよう強く要請します。

記

- 1 労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立ち、十分な交渉・協議と合意に基づいて2010人勧取扱い方針を決定すること
- 2 人事院勧告を無視した一方的な給与引き下げは行わないこと
- 3 非常勤職員に育児休業等を適用するため、人事院の意見の申し出に基づく育児休業法改正案を早期に成立させること。

以上